

期間限定特別金利キャンペーン

振替専用定期 ばんしん アルファ

取扱期間 平成28年1月18日(月)～平成28年5月13日(金)

預入限度額 お1人さま10万円以上1,000万円以内
(10万円以上 1円単位)

預入
金額

300万円未満

お預け入れの場合

預入期間5年

預入期間1年

年
0.20%

(税引き後年0.159%)

預入期間3年

年
0.25%

(税引き後年0.199%)

年
0.35%

(税引き後年0.278%)

預入
金額

300万円以上

お預け入れの場合

預入期間5年

預入期間1年

年
0.25%

(税引き後年0.199%)

預入期間3年

年
0.30%

(税引き後年0.239%)

年
0.40%

(税引き後年0.318%)

本定期預金をお預け入れになる当金庫の支店に
普通預金口座を開設いただいている個人のお客さまに限りです。

※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、
20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)

※上記の金利はお預け入れ時のみの適用となります。

※自動継続後の利率は、継続日の本定期預金店頭表示の利率となります。

※原則、中途解約は出来ません。やむをえず満期日前に解約される場合は、預入日当日のスーパー定期預金の
店頭表示金利を適用し、かつ預入期間に応じた中途解約利率の適用となります。

※金利情勢等により金利などの内容変更または取扱いを中止させて頂くことがあります。

【平成28年1月18日現在】

裏面もご覧ください。詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。本支店窓口までお問い合わせください。

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

振替専用定期

ばんしんアルファ

ご利用いただける方 ◎この定期預金をお預け入れになる当金庫の支店に普通預金口座を開きいただいている個人のお客さま

お預け入れ期間 ◎1年 3年 5年 (自動継続・利払方式のみ)

お預け入れ方法

- (1)預入方法 ◎ご本人様名義の普通預金口座からの振替によるお預入れ
(2)預入金額の上限 ◎お1人さま 1,000万円まで
(3)預入単位 ◎10万円以上 1円単位

お支払い方法 ◎ご本人様名義の普通預金(振替指定口座)への振替による払戻し

利息

- (1)適用利率 ◎固定金利
◎預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します
◎自動継続の利率は、継続日における本商品店頭表示の利率を適用します
金利については窓口でお問合わせください
(2)利払方法 ◎満期日以後に一括して振替指定口座に入金します
(3)計算方法 ◎付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算

税金 ◎平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)

中途解約時の取扱い ◎満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます
預入日から解約日の前日までの日数により日割計算した中途解約利息を支払います
但し、この計算に適用する中途解約利率は預入日におけるスーパー定期預金の解約利率を適用いたします
◎この定期預金を中途解約される場合は解約金全て振替指定口座へ入金します

金利情報の入手方法 ◎金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

苦情処理措置 ◎苦情処理措置
本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:0120-315-784)にお申し出ください

紛争解決措置 ◎紛争解決措置
東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください

その他参考となる事項 ◎預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)
◎証書式のみのお取り扱いとなります
◎満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します
◎金利情勢等により内容変更または取扱を中止させて頂くことがあります

平成28年1月18日現在

ひろがる夢とたしかな未来

播州信用金庫

